

令和4年度八潮市国民健康保険税のお知らせ

～国保税は国保を支える大切な財源です～

1. 国保税の納税義務者は「世帯主」です

国民健康保険税（国保税）の納税義務者は、「世帯主」（注1）となります。

注1 世帯主が国保の被保険者でない場合も、家族が国保に加入していれば「擬制世帯主」として課税されます。擬制世帯主の所得は所得の対象とはなりませんが、均等割額に対する軽減措置の判定基準所得には、含まれます。

2. 国保税は次のように計算されます

国保税は、国保加入者の所得や人数等に応じて世帯単位で決まります。

区分	説明	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
課税対象年齢		0歳～74歳	0歳～74歳	40歳～64歳
① 所得割額	A（課税対象所得金額）	$A \times 7.8\%$	$A \times 2.2\%$	$A \times 2.6\%$
② 均等割額	被保険者1人あたり	28,000円	13,000円	13,000円
課税限度額	1世帯あたり	630,000円	190,000円	170,000円

A：課税対象所得（賦課基準額）とは、令和3年中の総所得金額等から基礎控除43万円を差引いた額

（注）合計所得金額が2,400万円を超える方は、段階的に基礎控除額が縮小されます。

①と②の合計が国保の年間額です！！



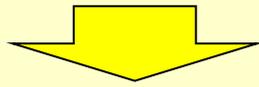
ハッピーごまちゃん®

※上記 ② 均等割額 については、世帯の所得に応じて2割・5割・7割の軽減や未就学児に係る軽減が適用されます。

詳しくは、別途「令和4年度八潮市国民健康保険税の軽減・減免制度」のチラシをご覧ください。

3. 納税通知書に記載の国保税額について

「令和4年1月1日以降の転入者」又は「令和3年中の所得が確認できない方」



所得を把握できていないため、**所得割額の賦課**と**均等割額の軽減判定**をしていません。
所得等の確認ができ次第、更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付しますので、
それまでに納期限を迎えるものは、同封の納付書で納めてください。
また、**所得税等の申告が遅れた場合**も、**今後国保税額が変更になる**場合があります。

4. 年度途中での国保加入・脱退の場合の取扱い

国保税は、**資格が発生した月**から**脱退した月の前月**までの**「月割」**で課税されます。
年度途中で社会保険の加入等で、**国保の資格に異動（加入・脱退）**が生じた場合、
届出していただいた翌月に更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付します。
それまでに納期限を迎えるものは、同封の納付書で納めてください。
加入の届出が遅れた場合も、**国保の資格が発生した月に遡り**、国保税を納めていただきます。

5. 国保税の納付方法

- **特別徴収…「年金からの天引き」** 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回
次の全てに該当する方は、自動的に年金からの天引きが開始されます。

- ① **世帯主が国保に加入していること。**
- ② **世帯内の国保加入者全員が、65歳から74歳であること。**
- ③ **引き落としの対象となる年金が年額18万円以上あり、介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。**

※特別徴収に該当する方で、**口座振替による納付を希望される場合**

特別徴収を停止する手続きが必要となります。担当宛にお問い合わせください。

- **普通徴収…「納付書」又は「口座振替」** 6月から翌年3月までの10回

特別徴収に該当しない方は、「納付書」又は「口座振替」により納付となります。

〔普通徴収の納期限・口座振替日〕

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	3月27日

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
048-996-2111(代) 内線833・834・835